

東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業

入札説明書

平成15年4月1日

東京大学

目次

・対象事業の概要等	2
1 公告日	2
2 契約担当官等	2
3 調達機関番号等	2
4 品目分類番号	2
5 担当部局	2
6 事業概要等	2
7 事業スケジュール	4
8 競争参加資格等	4
9 競争参加資格等の確認等	7
10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	9
11 現場説明会	9
12 入札説明書等に関する質問及び回答	10
13 入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等	10
14 入札保証金及び契約保証金	12
15 開札	12
16 入札の無効	13
17 落札者の決定方法等	13
18 手続きにおける交渉の有無	14
19 基本協定書の締結	15
20 特別目的会社の設立	15
21 事業契約書の締結	15
22 支払条件等	15
23 建設工事にかかる工事保険	16
24 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する 契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	17
25 苦情申立て	17
26 関連情報を入手するための照会窓口	18
27 その他	18
・事業契約に関する事項	19
1 選定事業者の権利義務等に関する制限	19
2 大学と選定事業者の責任分担	19
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
4 事業実施に関する事項	20
5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	21
6 その他	21
・提出書類	23
・別添資料（国立大学法人化に伴うP F Iの取扱について）	26

本入札説明書は、東京大学（以下「大学」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成14年10月18日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見等を反映しているため、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 要求水準書 資料」（以下「要求水準書 資料」という。）」

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）

「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）

なお、本入札説明書（入札説明書等）と実施方針及び実施方針に関する質問・回答に相違がある場合は、本入札説明書（入札説明書等）の規定が優先するものとする。また、本入札説明書（入札説明書等）に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答、及び本入札説明書（入札説明書等）に関する質問・回答によることとする。

．対象事業の概要等

- 1 公告日 平成15年4月1日
- 2 契約担当官等
支出負担行為担当官 東京大学事務局長 梶野慎一
- 3 調達機関番号等
調達機関番号 016 所在地番号 13
第1号
- 4 品目分類番号 41, 42, 75, 78
- 5 担当部局
〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学 施設部企画課
- 6 事業概要等
 - (1) 事業名 東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業
 - (2) 事業場所 東京都文京区弥生1丁目1番1号 東京大学本郷地区キャンパス構内
 - (3) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。
 - (4) 事業概要
東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業（以下「本事業」という。）は、PFI法に基づき、選定事業者（入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）が（地震）総合研究棟施設（以下「本施設」という。）の設計、工事監理及び建設を行った後、東京大学（以下「大学」という。）に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行するBTO方式により実施する。本事業は、本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理業務に係る対価として大学が選定事業者にも費用を支払うものである。

1) 施設の概要

施設の概要は以下のとおり。

建設予定地	東京都文京区弥生1丁目1番1号 東京大学本郷キャンパス内
敷地面積	561,201㎡(本郷キャンパス全体)
本事業計画地面積	約1,500㎡
敷地前面道路	本郷通り(幅員21m)、都道95号(幅員16m) 区道(幅員6~8m)
用途地域	第1種中高層住居専用地域 第1種文教地区
高度地区	第3種高度地区
防火・準防火	準防火地域
日影規制	日影規制(二)
建ぺい率/容積率	60%/300%

2) 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については事業契約書(案)及び要求水準書に示す。

ア 施設整備儀業務

事前調査業務(追加測量、地盤調査を含む。)及びその関連業務

施設整備(外構を含む。)に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務

施設整備(外構を含む。)に係る建設工事及びその関連業務

工事監理業務

周辺家屋影響調査・対策

電波障害調査・対策

建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

敷地造成

埋蔵文化財調査業務(試掘は含まない。)

イ 維持管理業務

建物保守管理業務

設備保守管理業務

外構維持管理業務

清掃業務

保安警備業務

植栽維持管理業務

維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。

大規模修繕業務については、大学が直接行い、選定事業者の業務範囲に含まない。

7 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

平成15年4月1日	入札公告
平成15年4月10日	現場説明会
平成15年4月2日～4月16日	入札説明書等に関する第1回質問受付期間
平成15年5月8日	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成15年5月16日～5月20日	競争参加資格確認申請書等の受付期間
平成15年5月30日	競争参加資格の確認結果の通知、公表
平成15年6月5日	競争参加資格がないと認めた理由説明請求の受付期限
平成15年6月10日	競争参加資格がないと認めた理由の回答
平成15年6月4日～6月5日	入札説明書等に関する第2回質問受付期間
平成15年6月20日	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成15年7月18日～7月24日	入札書及び入札提案書類の受付期間
平成15年7月24日	開札
平成15年8月11日	入札提案書類等に関するヒアリング
平成15年8月18日	落札者の決定・公表
平成15年8月22日	選定事業者との基本協定書の締結
平成15年10月	選定事業者との事業契約書の締結
平成15年11月～平成17年11月末	設計及び建設期間
平成17年12月1日	引渡し及び所有権の移転期限
平成17年12月～平成30年3月末	維持管理期間

8 競争参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

イ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

ウ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明時において協力会社として明記すること。

2) 入札参加者及び協力会社の参画要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 予決令第72条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者については、8(1)3)ア及びイに示す「平成14・15年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

- ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- エ 競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。
- オ 大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社日建設計シビル、株式会社日建設計シビルが本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社日建設計、及び朝日監査法人、東京青山・青木法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- （注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- カ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- キ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者及び協力会社として参加していないこと。
- 3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件
- 入札参加企業及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。
- なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。
- ア 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。
- 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
- 経営状況が健全であること。
- なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
- 不正又は不誠実な行為がないこと。
- 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配

置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階以上かつ延べ面積4,000㎡以上の校舎又は研究施設。

イ 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

3)ア 同じ。

3)ア 同じ。

3)ア 同じ。

3)ア 同じ。

平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階以上かつ延べ面積4,000㎡以上の校舎又は研究施設。

ウ 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事 1250点

電気工事 950点

管工事 950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業及び協力会社が上記を満たすものとする。

提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、すべての企業が工事種類ごとの下記の施工実績を有すること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階以上かつ延べ面積4,000㎡以上の校舎又は研究施設。（ただし、建築工事を実施する企業のうち1者は免震構造を有する建築物の請負実績を有すること。）

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できる

こと。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記3)ウ に掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

エ 維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成13・14・15年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

(2) 入札参加者の構成員の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加者及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提案書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

9 競争参加資格等の確認等

(1) 入札参加希望者は、上記8(1)3)に掲げる要件（以下「競争参加資格」という。）を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。8(1)3)のア及びイ、ウ及びエに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に於いて8(1)3)

のア及びイ、ウ及びエに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて8(1)3)のア及びイ、ウ及びエに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本競争に参加することができない。

1) 提出期間

平成15年5月16日(金)から平成15年5月20日(火)午後5時00分まで

2) 提出場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学 施設部企画課工事契約掛
電話：03-5841-2210

3) その他

参加表明書及び資料の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類は、様式集・様式4-11により作成すること。

(3) 8(1)3)ウの同種の工事の施工実績及び8(1)3)ア、イ、ウdの配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者又は協力会社のいずれかが、開札日において、8(1)2)及び3)に定める要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札の参加は認められない。

(5) 競争参加資格の審査結果の通知

競争参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格審査申請を行った者に対して、書面により平成15年5月30日(金)までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送する。

(6) 費用負担

入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

1) 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

2) 提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

3) 競争参加資格確認申請書等の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された競争参加資格確認申請書等の差し替

え若しくは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

1) 提出期限

平成15年6月5日（木）午後5時00分

2) 提出場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学 施設部企画課工事契約掛
電話：03-5841-2210

3) その他

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成15年6月10日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 現場説明会

下記のとおり希望者を対象に、入札に関する説明会、並びに本施設の整備予定地の状況等を確認するための見学会を開催する。なお、現場説明会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。

なお、現場説明会に参加を希望する者は、様式集・様式1「現場説明会参加申込書」に必要事項を記入して、平成15年4月8日（火）午後5時00分までに、下記(3)までFAXにて提出すること。また、入札説明書等の書類は、文部科学省及び大学のホームページ等よりダウンロードして持参すること。

(1) 開催日時

平成15年4月10日（木）午後2時00分から

(2) 開催場所

東京大学 弥生講堂一条ホール
住所：〒113-8657 東京都文京区弥生1丁目1番1号

(3) 当日連絡先

東京大学施設部企画課企画掛
電話：03-5841-2205
FAX：03-5841-2228

12 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

【第1回目】

(1) 提出期間

平成15年4月2日(水)～平成15年4月16日(木)

(2) 宛先/方法

質問の宛先、提出方法及び様式等については様式集・様式3「入札説明書等に関する質問書」を参照すること。なお、使用するソフトウェアはMicrosoft Wordとし、入札説明書、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等、様式集、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)ごとにファイル名をつけ、電子メールにて次のアドレスに提出すること。

アドレス：pfi-jishin@adm.u-tokyo.ac.jp

(3) 回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

(4) 質問への回答日

平成15年5月8日(木)

(5) 質問への回答場所

文部科学省及び東京大学ホームページ

【第2回目】

(1) 提出期間

平成15年6月4日(水)～平成15年6月5日(木)

(2) 宛先/方法

質問の宛先、提出方法及び様式等については様式集・様式3「入札説明書等に関する質問書」を参照すること。なお、使用するソフトウェアはMicrosoft Wordとし、入札説明書、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等、様式集、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)ごとにファイル名をつけ、電子メールにて次のアドレスに提出すること。

アドレス：pfi-jishin@adm.u-tokyo.ac.jp

(3) 回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

(4) 質問への回答日

平成15年6月20日(金)

(5) 質問への回答場所

文部科学省及び東京大学ホームページ

13 入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等

(1) 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

1) 提出期間

平成15年7月18日(金)～平成15年7月24日(木)午後2時00分

(ただし、郵送する場合は平成15年7月23日(水)午後5時00分までに必着のこと。)

2) 提出場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学施設部企画課工事契約掛

電話：03-5841-2210

(持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。)

(2) 開札日時及び場所

1) 開札日時

平成15年7月24日(木) 午後3時00分

2) 開札場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学本部庁舎大会議室(12階)

(3) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に、入札金額から割賦金利(別紙「入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の「2 サービス購入費の支払方法等」「(1)サービス購入費の構成」を参照すること。)を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から割賦金利を控除した金額の105分の100に相当する金額に、割賦金利を加算した金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

(5) 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官東京大学事務局長 梶野慎一」、「入札者名」及び「東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載すること。

(6) 代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状(様式集・様式7)を添付すること。

また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

(7) 入札の辞退

競争参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式集・様式12)を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

1) 提出期限

平成15年7月24日(木)午後2時00分

(ただし、郵送する場合は平成15年7月23日(水)午後5時00分までに必着のこと。)

2) 提出場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学施設部企画課工事契約掛

(8) 入札提案書の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。
なお、入札提案書類は入札者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 入札提案書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(9) 入札提案書類に関するヒアリング

入札提案書類のヒアリングを次の要領で行う。

1) 日 時

平成15年8月11日(月) 午前10時00分から午後4時00分まで

2) 場 所

〒113 - 8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学本部庁舎大会議室(12階)

3) その他

入札参加者別のヒアリングの時間など、詳細は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、免除する。

ただし、選定事業者は、建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額(設計費及び工事監理費を含む。)の100分の10以上について、自ら支出負担行為担当官東京大学事務局長若しくは選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は請負者をして選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させなければならない。選定事業者は、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官東京大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者は、自ら又は請負者をして選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合は、自らの負担により、当該保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被保険債務とする質権を支出負担行為担当官東京大学事務局長のために設定するものとする。

15 開札

開札は、13(2)に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない大学職員

を立ち合わせて行う。

なお、入札金額が予定金額の制限の範囲内の入札金額を提案した者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者選定の対象となる。この際に予定金額及び入札金額の公表は行わない。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に8に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

また、本公告に示した開札日は新年度の平成15年7月24日であるため、8(1)2)入札参加者及び協力会社の資格要件が平成15年度において有効なものでない場合、9(1)競争参加資格等の確認等に示す「開札の時に資格のない者」に該当することになるという点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 「入札参加表明書」に記載された入札参加グループの代表者以外のした入札
- (4) 「入札参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 記名押印の欠いた入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

17 落札者の決定方法等

本件入札は、金額と金額以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のHP及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のHPへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

(1) 第二次審査（提案内容審査）

1) 審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者等及び大学教職員で構成する「東京大学PFI事業推進委員会」のメンバーから構成された「東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を、東京大学に設置する。

審査委員会は、事業者の決定基準に関する審議並びに提出された入札提案書類の審査及び優秀提案の選定を行う。

審査委員会は次の10名の審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

委員長	似田貝 香 門	東京大学副学長
委員 (五十音順)	芦 立 訓	東京大学事務局経理部長
	植 田 和 男	日本PFI協会専務理事
	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	大 垣 眞一郎	東京大学大学院工学系研究科・工学部教授
	金 本 良 嗣	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
	壁谷澤 寿 海	東京大学地震研究所教授
	中 村 耕 三	東京大学大学院医学系研究科・医学部教授
	光 多 長 温	鳥取大学教育地域科学部教授
	山 田 泰 二	東京大学事務局施設部長

(2) 審査の方法

落札者決定基準に従って、審査委員会にて入札提案書類の審査を行う。入札金額及びその他の条件を総合的に評価し、大学にとって最も有利な提案を行ったものを選定する。

(3) 評価項目等

評価項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

1) 基礎項目審査

以下の計画について、入札参加者の提案内容が、要求水準の基礎項目を全て満たしていることを確認する。

ア 事業計画に係る事項

イ 施設整備計画に係る事項

ウ 維持管理計画に係る事項

2) 加点項目審査

加点項目審査においては、下記項目について、審査委員会において審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計と入札金額により最も優秀な提案を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

ア 事業計画に係る事項

イ 施設整備計画に係る事項

ウ 維持管理計画に係る事項

(4) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、東京大学施設部企画課とする。

18 手続きにおける交渉の有無

手続きにおける交渉は無とする。

19 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として、別冊基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

20 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「選定事業者」という。）を事業契約締結の時までに設立するものとする。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

21 事業契約書の締結

- (1) 落札者は、落札決定後2ヶ月以内に、大学を相手方として、事業契約書（案）により、事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- (2) 契約金額は、入札金額に、入札金額から割賦金利を控除した金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。
- (3) 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 選定事業者が事業契約を締結しない場合、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- (5) 事業契約書締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

22 支払条件等

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する本施設の設計、工事監理及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）と維持管理業務に係る対価（以下「維持管理費相当」という。）から成る。大学は、財政法（昭和22年3月31日法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、本施設の施設整備費相当と維持管理費相当を施設引渡しの日から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

詳細は、別紙「入札金額の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」を参照すること。

(1) 支払期間・回数等

1) 施設整備費相当

施設整備費相当について、大学は施設引渡し後、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回、全25回の割賦方式により支払うものとする。なお、各年度の支払い金額は定額を想定しているため、初年度の第1回目の支払いについては2回分に相当する金額

をまとめて支払う。

ア 第1回目の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

施設の完成後、選定事業者はしゅん功検査の報告を行う。

大学は、上記の報告を受けてから14日以内に検査を行う。

検査に合格した後、選定事業者は大学に対して本施設を引き渡す。

選定事業者は、平成18年4月1日から30日以内に、大学に対して第1回目の支払いについて請求書を送付する。

大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

イ 第2回目以降の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

選定事業者は、毎年度4月1日及び10月1日から30日以内に、大学に対して請求書を送付する。

大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2) 維持管理費相当

維持管理費相当について、大学は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年2回、全25回に分けて、事業契約書に定める額を選定事業者に支払う。

ア 維持管理費相当の支払いについては、以下の手順で行う。

選定事業者は大学に対して、毎月業務終了後7日以内に業務報告書を提出する。

大学は報告書の提出を受けた後、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、減額の必要がある場合には、業務報告書提出後7日以内に、選定事業者に支払額を通知する。

選定事業者は、平成18年4月1日以降、支払額が確定後速やかに、大学に対して第1回目の支払について請求書を送付する。

選定事業者は、毎年度4月1日及び10月1日以降、支払額が確定後速やかに、大学に対して第2回目以降の支払いについて請求書を送付する。

大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(2) サービス購入費の改定

サービス購入費の改定は以下のとおりとする。詳細については、事業契約書(案)の別紙13「施設整備費相当の支払額の改定について」を参照すること。

1) 施設整備費相当

施設整備費相当の支払額の改定は行わない。

2) 維持管理費相当

物価変動のうち改定率（価格指数比から1を控除した率とする。）の絶対値が3.0%を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

23 建設工事にかかる工事保険

選定事業者は、以下の要件を満たす保険契約をし、その保険料を負担するものとする。

(1) 共通

1) 契約者

選定事業者又は請負者（建設にあたる者）

- 2) 建設場所
東京都文京区弥生1丁目1番1号 東京大学本郷キャンパス内
- (2) 建設工事保険
 - 1) 被保険者
選定事業者又は請負者（建設にあたる者）
 - 2) 保険対象
本件施設の建設工事
 - 3) 保険期間
建設工事着工日を始期とし、引渡し予定日を終期とする。
 - 4) 保険金額（補償額）
本件施設の請負工事代金額
 - 5) 補償する損害
水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
- (3) 第三者賠償責任保険
 - 1) 被保険者
選定事業者又は受託者
 - 2) 保険期間
建設工事着工日を始期とし、引渡し予定日を終期とする。
 - 3) てん補限度額（補償額）
対人：1億円/人、10億円/事故、対物：1億円/事故
 - 4) 補償する損害
工事に起因する第三者の身体損害及び財務障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 5) 免責金額
50,000円以下
- (4) その他
 - 1) 選定事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく大学に提示するものとする。
 - 2) 選定事業者又は受託者は、大学の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
 - 3) 選定事業者又は受託者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- 24 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無し
- 25 苦情申立て
本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討

委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03 - 5841 - 0262（直通））
に対して苦情を申立てることができる。

26 関連情報を入手するための照会窓口

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学 施設部企画課
電話：03 - 5841 - 2210

27 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (5) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

・事業契約に関する事項

1 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

2 大学と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計及び建設並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、5を参照のこと。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提案書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。
- 3) 事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- 4) 国立大学の法人化は、平成14年6月25日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について』の閣議決定において、平成16年度を目途に開始するとされている。
なお、大学が法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払いについて、何ら影響を及ぼすものではない。
- 5) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

設計・建設業務及び維持管理業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

2) 業務の委託

選定事業者は1)に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 大学によるモニタリング

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、大学は、当該業務に係る維持管理費相当の減額等を行う。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

1) 本事業の実施状況の確認

大学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、大学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

ア 基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

イ 建築確認申請時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

ウ 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

エ 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

オ 施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

2) 支払の減額等

モニタリングを行った結果、維持管理業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理費相当の減額等を行うことがある。

3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヵ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

1) 本事業の本施設に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。

2) 本施設に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。

5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

6 その他

(1) 事業の終了

大学は、本施設が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本施設を維持・継続できないと判断した場合は、選

定事業者に対して1年前に書面で通知した上で、本施設の維持管理業務の提供を終了させることができる（事業契約書（案）参照）。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のホームページに掲載する。

(3) 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札者全員の入札金額が大学が設定する予定金額を越える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- 1) 建築基準法
- 2) 都市計画法
- 3) 消防法
- 4) 国有財産法
- 5) 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律
- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 7) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 8) 廃棄物の処理清掃に関する法律
- 9) 人事院規則
- 10) 大気汚染防止法
- 11) 電気設備技術基準
- 12) 内線規定
- 13) 高圧受電設備規定
- 14) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 15) その他関連法令、条例等

・提出書類

1 現場説明会に関する提出書類（１部）

- (1) 現場説明会参加申込書 < 様式 1 >

2 質問に関する提出書類（各１部）

- (1) 入札説明書等に関する質問書提出届 < 様式 2 >
(2) 入札説明書等に関する質問書 < 様式 3 >

3 競争参加資格確認申請に関する提出書類（正本各１部）

- (1) 競争参加資格確認申請書 < 様式 4 >
(2) 競争参加資格確認申請書添付書類提出届 < 様式 5 >
(3) グループ構成員及び協力会社一覧表 < 様式 6 >
(4) 委任状 < 様式 7 >
(5) 設計に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 8 >
(6) 工事監理に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 9 >
(7) 建設に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 10 >
(8) 維持管理に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 11 >

4 入札辞退時の提出書類（正本１部）

- (1) 入札辞退届 < 様式 12 >

5 入札時の提出書類（正本各１部）

- (1) 入札提案書類の提出届 < 様式 13 >
(2) 委任状（代理人） < 様式 14 >
(3) 委任状（復代理人） < 様式 15 >
(4) 入札書 < 様式 16 >
(5) 要求水準書に関する確認書 < 様式 17 >
(6) グループ構成員及び協力会社変更届 < 様式 18 >

6 事業計画に係る提案書（正本：製本１部、副本：バインダー綴じ２５部）

- (1) 事業計画提案書表紙 < 様式 19 >
(2) 事業の遂行に関する提案（全体方針） < 様式 20 >
(3) 事業実施体制に関する提案 < 様式 21 >
(4) 事業スケジュールに関する提案 < 様式 22 >
(5) 事業リスクへの対応に関する提案 < 様式 23 >

7 施設整備計画に係る提案書（正本：製本１部、副本：バインダー綴じ２５部）

- (1) 施設整備計画提案書表紙 < 様式 24 >
(2) 施設計画の概要 < 様式 25 >

- (3) 建築計画の概要 < 様式 2 6 >
- (4) 使用性（機能性）に関する提案 < 様式 2 7 >
- (5) 使用性（研究環境の快適性）に関する提案 < 様式 2 8 >
- (6) 使用性（空間利用のフレキシビリティ）に関する提案 < 様式 2 9 >
- (7) 防災性・安全性（構造計画）に関する提案 < 様式 3 0 >
- (8) 防災性・安全性（災害時の機能維持等）に関する提案 < 様式 3 1 >
- (9) 景観・シンボル性に関する提案 < 様式 3 2 >
- (10) 環境負荷低減性（エネルギー、緑化計画）に関する提案 < 様式 3 3 >
- (11) 環境負荷低減性（周辺環境への負荷低減）に関する提案 < 様式 3 4 >
- (12) 経済性（LCCの低減）に関する提案 < 様式 3 5 >
- (13) 経済性（事業終了時及び増築時の費用低減）に関する提案 < 様式 3 6 >

8 施設整備計画に係る提案書（図面集）（正本：製本 1 部、副本：バインダー綴じ 2 5 部）

- (1) 図面集表紙 < 様式 3 7 >
- (2) 配置計画図 < 様式 3 8 >
- (3) 平面図（各階）（1 / 3 0 0） < 様式 3 9 >
- (4) 立面図（4 面）（1 / 3 0 0） < 様式 4 0 >
- (5) 断面図（2 面以上）（1 / 3 0 0） < 様式 4 1 >
- (6) 透視図（アイレベル外観） < 様式 4 2 >
- (7) 透視図（エントランスホールまわり等内観） < 様式 4 3 >
- (8) 面積表、仕上表 < 様式 4 4 >
- (9) 日影図 < 様式 4 5 >
- (10) 増築後平面図（1 / 3 0 0） < 様式 4 6 >
- (11) 増築後立面図（2 面以上）（1 / 3 0 0） < 様式 4 7 >
- (12) 増築後断面図（1 面以上）（1 / 3 0 0） < 様式 4 8 >

9 維持管理計画に係る提案書（正本：製本 1 部、副本：バインダー綴じ 2 5 部）

- (1) 維持管理計画提案書表紙 < 様式 4 9 >
- (2) 維持管理業務の全体計画と実施体制に関する提案 < 様式 5 0 >
- (3) 保守管理等（建築・設備保守管理・保安警備）に関する提案 < 様式 5 1 >
- (4) 維持管理等（外構維持管理・清掃・植栽維持管理）に関する提案 < 様式 5 2 >
- (5) 非常時（災害時）の維持管理業務に関する提案 < 様式 5 3 >

10 資金調達計画に係る提案書（正本：製本 1 部、副本：バインダー綴じ 2 5 部）

- (1) 資金調達計画提案書表紙 < 様式 5 4 >
- (2) 資金調達計画等 < 様式 5 5 >
- (3) 長期事業収支計画表（その 1） < 様式 5 6 - 1 >
- (4) 長期事業収支計画表（その 2） < 様式 5 6 - 2 >
- (5) 入札金額内訳書（施設整備費相当の内訳書） < 様式 5 7 >
- (6) 入札金額内訳書（施設整備費相当のうち建設工事費の内訳書） < 様式 5 8 >

- (7) 入札金額内訳書（維持管理費相当の内訳書） < 様式 5 9 >
- (8) 入札金額内訳書（維持管理費相当の年度計画の内訳書） < 様式 6 0 >
- (9) 資金調達スキーム（枠組） < 様式 6 1 >
- (10) 同意書または関心表明書 < 様式 6 2 >

11 その他事項に係る提案書（正本：製本 1 部、副本：バインダー綴じ 2 5 部）

- (1) その他事項提案書表紙 < 様式 6 3 >
- (2) モニタリングに関する提案 < 様式 6 4 >
- (3) 特記事項 < 様式 6 5 >

平成15年3月17日
文 部 科 学 省

国立大学法人化に伴うPFIの取扱いについて

国立大学の法人化については、国立大学法人法が本国会で成立した場合は、平成16年4月1日から国立大学法人に移行することとなる。この場合、国とPFI事業者が締結した事業契約に係る債権債務は、国立大学法人に承継されることとなり、事業契約は契約変更により国立大学法人とPFI事業者との契約となる。それに伴い、国の国庫債務負担行為は消滅することとなるが、その際債務を承継した国立大学法人のPFIについて、文部科学省は下記の措置を講じることとする。

(文部科学省の措置)

1. 本事業は、平成13年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画を踏まえて平成13年4月18日に策定された「国立大学施設緊急整備5か年計画」に基づく事業であり、文部科学省は、我が国の科学技術政策上、本事業の確実な履行が必要不可欠であると考えており、国立大学が法人化された際にも、かかる政策上の観点から、国立大学法人がPFI事業契約上の義務を事業期間に亘り履行できるよう下記2.の手続きを通じて所要の措置を講じるものとする。
2. 国立大学が法人化された際に、文部科学省は、国立大学法人法第三十条に基づき主務大臣として定める中期目標において本事業の履行を国立大学法人に対して指示するとともに、中期目標を踏まえて国立大学法人が作成する同法三十一条に規定する中期計画において、PFI事業契約上の義務が履行されるように計画せしめ、平成11年4月の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」の「財源措置の考え方」及び「予算措置の手法」を踏まえ、所要の措置を行うものとする。当該中期計画の期限が到来する際にも、文部科学省は国立大学法人がPFI事業契約上の義務を継続的に履行できるように、上記と同様の措置を講じるものとする。

【参考】

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）（抄）

財源措置の考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

予算措置の手法

ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当する。

国立大学法人法（案）（抄）

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

（略）

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

(略)

附 則

(略)

(権利義務の承継等)

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（中略）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

(略)